

特定地域再生事業費補助金

事業概要・目的

○目的：「日本再生のための戦略に向けて」（平成23年8月5日閣議決定）に示された成長型長寿社会・地域再生の実現に向けた課題等、我が国の経済社会にとって共通の特定の政策課題の解決に資する地域再生計画の策定・事業の実施を支援するもの。

① 特定地域再生計画策定事業

○概要：特定の政策課題の解決に資する地域再生計画を策定しようとする地方公共団体が、地域の将来像や課題の解決のための取組について住民や関係団体との合意形成を図るため、調査等を実施する場合に補助金を交付。

○対象：地方公共団体

○補助率：全額補助（10,000千円を限度）

② 特定地域再生計画推進事業

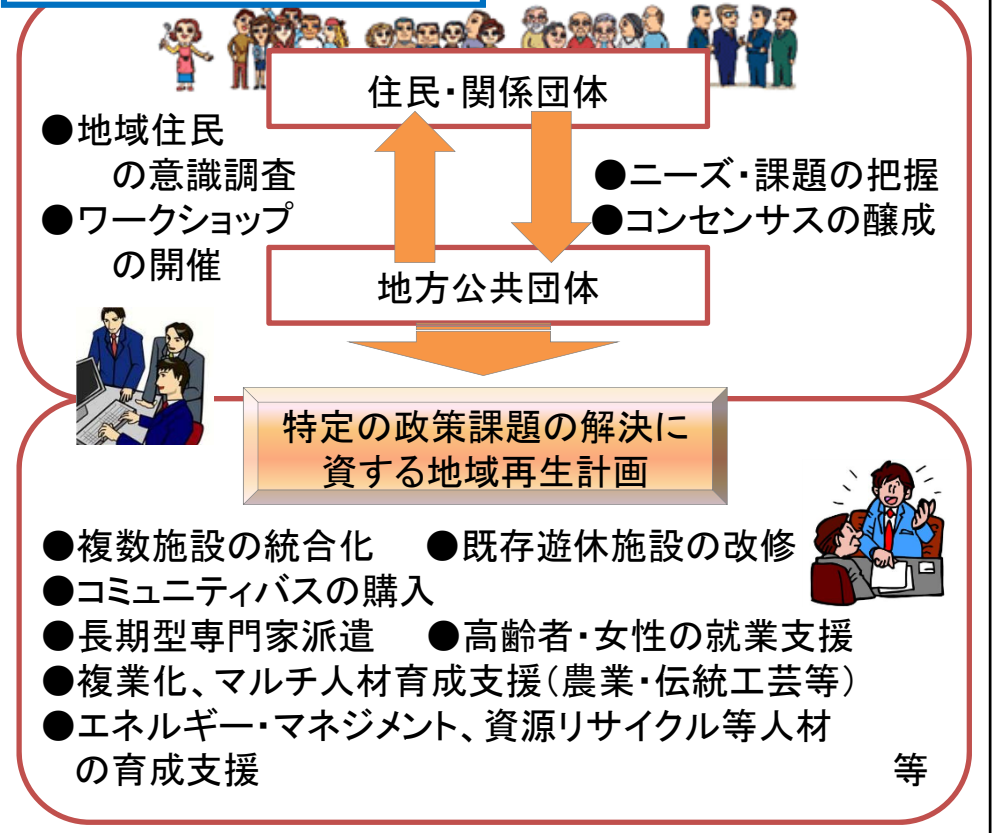
○概要：地方公共団体、公共的団体、NPO・一般社団法人等のうち地域再生推進法人として指定された者が、特定の政策課題の解決に資する地域再生計画に記載された事業を実施する場合に補助金を交付。

○対象：地方公共団体、地域再生推進法人 等

○補助率：1/2

※既存の補助制度等でカバーできていない事業に対して、隙間をうめる補助を行う。

事業イメージ・具体例



期待される効果

○我が国の経済社会にとって共通の特定の政策課題の解決に資する地域再生計画に基づく取組が推進されることにより、震災の被災地域をはじめとする地方において地域再生の戦略的な取組が強化され、我が国全体の成長につながっていくことが期待されます。